

●フォークリフトについて●

大型特殊自動車の仕様で販売されているフォークリフトは、小型特殊自動車（軽自動車）ではなく償却資産の対象です（軽自のナンバー交付はできません）

各 位

フォークリフトは、大型特殊自動車に該当する仕様の車両と小型特殊自動車に該当する車両が販売されています。小型特殊自動車に該当する車両は、名寄市の軽自動車税の対象となる車両です。

車両の仕様のうち「最高速度15km/hを超える」、「長さ4.7mを超える」、「幅1.7mを超える」、「高さ（ヘッドガードなど含む）2.8mを超える」の項目が一つでも該当する場合は、大型特殊自動車に該当し、償却資産申告の対象となります。

小型特殊仕様のフォークリフトを取得し、申告をいただく際は、「最高速度」「長さ」「幅」「高さ」がわかる書類又は販売メーカーのカatalog若しくは販売証明を添付してください。

★型式の参考例

【大型特殊自動車に該当するフォークリフトの主な型式など】

【トヨタ系】〇〇-FG20、〇〇-FG25、〇〇-FG30、〇〇-FG35、〇〇-FD20、〇〇-FD25、〇〇-FD30、〇〇-FD35 等

※「G」はガソリン車、「D」はディーゼル車です。上記の型式は、大型特殊自動車に該当しますのメーカーに確認をお願いします。また、その他のメーカー製の車両は、各販売メーカーに確認が必要です。

【小型特殊自動車に該当するフォークリフトの主な型式など】

【トヨタ系】〇〇-FGL20、FDL25 等の型式に「L」の表示がある車両は小型特殊自動車に該当します。

【コマツ系】中古車両の FD25T-16、17 の型式は、小型特殊自動車として確認されていますが、コマツ系車両は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車のどちらにも該当しない車両が流通しているため、登録の際は、必ずメーカーへ確認し、販売証明を取得し申告をお願いします。

【日産・三菱・TCM】日産フォークリフトは、車体番号の頭に「N」がつく場合、「小型仕様」となります。登録の際は、必ずメーカーへ確認し、販売証明を取得し申告をお願いします。

なお、日産・三菱・TCM 車両のうち、古い型式で履歴がない車種は、大型、小型仕様の判定ができませんので小型特殊自動車として登録ができません。

また、コマツ系車両と同様、工場出荷時に「車検仕様なし」として販売、流通している車両があるため、中古車両を取得した際は、必ずその仕様をメーカーに確認してください。

○大型特殊自動車の仕様として販売されている車両は、道路運送車両法に定めがある車検及びナンバーの取得が必要です。

また、メーカーによっては、大型特殊自動車及び小型特殊自動車のどちらにも条件を満たさない車両があります。

問い合わせ先 名寄市役所市民部税務課資産税係 TEL：01654-3-2111 内線3204・3205・3209

原動機付自転車又は小型特殊自動車若しくはトラクター・コンバインの取得、廃棄、譲渡があるときは、速やかに申告していただくようお願いします。

名寄市